

○近江八幡市建設工事入札執行要領

平成22年3月21日

告示第269号

改正 平成24年10月22日告示第232号

改正 平成31年3月7日告示第51号

(趣旨)

第1条 市発注建設工事、建設コンサルタント業務委託、役務提供等（以下「建設工事等」という。）の入札執行については、法令その他に特別の定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(入札等の手続)

第2条 入札事務を所掌する課長（近江八幡市事務決裁規程（平成22年近江八幡市訓令第4号）第2条第10号に規定する課長をいう。以下「所属長」という。）は、建設工事等起工の決裁がなされたときは、直ちに入札手続を執らなければならない。

(入札の公開)

第3条 入札の執行は、公開を原則とする。

(入札の無効等)

第4条 入札の無効は、近江八幡市契約規則（平成22年近江八幡市規則第61号。以下「規則」という。）第14条に定める場合とする。

- 2 規則第12条の規定により市長が承認した入札者又は最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の価格の入札者は、失格とする。
- 3 再度入札を行う場合において、直前の入札における最低入札価格以上の価格の入札者は、失格とする。
- 4 前2項の規定により失格とされた入札者は、再度入札に参加することはできない。

(入札執行者)

第5条 入札は、入札執行者が行うものとする。

- 2 入札執行者は、当該入札工事ごとに、所属長が指名する。
- 3 入札執行者は、入札を終了したときは直ちにその結果を所属長に報告しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、取りやめ、若しくは保留することができる。

- (1) 入札参加者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ったと認められるとき。
- (2) 入札参加者が不穩の行為をなすとき。
- (3) 入札の辞退等により入札の参加者が1人となるとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない理由があるとき。
- (5) その他入札を公正に執行することができないと入札執行者が判断したとき。

2 入札執行者は、前項の規定により入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、取りやめ、若しくは保留したときは、その理由を付して所属長に報告しなければならない。

(禁止事項)

第7条 入札執行者は、次の事項を入札者及び傍聴者に履行させ、違反したと認めるときは退場を命ずることができるものとする。

- (1) 入札執行中は、特に必要と認めた場合を除くほか入札執行室の出入を禁ずること。
- (2) 入札執行中は、私語、放言等を禁ずること。
- (3) 入札関係者以外の者の入札執行室への入室を禁ずること。
- (4) 酒気をおびて入札執行室へ入室することを禁ずること。
- (5) 入札執行者が、特に指示した事項

(入札指名通知)

第8条 入札執行者は、規則第19条第1項の規定による入札指名通知を行うものとする。

(見積期間)

第9条 入札執行者は、次の各号に掲げる見積期間を設けなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮

することができる。

(1) 1件の予定価格が500万円に満たない建設工事等については、1日以上

(2) 1件の予定価格が500万円以上、5,000万円に満たない建設工事等については、10日以上

(3) 1件の予定価格が5,000万円以上の建設工事等については、15日以上

2 前項の見積期間は、入札期日の前日から起算するものとする。

3 入札参加者は、設計書、仕様書及び図面を熟覧し、入札期日の前日までに疑義等の確認をしておかなければならない。

(入札の辞退)

第10条 入札執行者は、競争入札において当該建設工事等に指名した者で入札執行前に入札を辞退するものがあるときは、入札辞退届を提出させなければならない。

2 入札執行者は、競争入札執行中に入札を辞退する者があるときは、入札執行辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を提出させなければならない。

(入札執行の公表)

第11条 第8条により通知した事項のうち、次に掲げる事項については公表することができる。

(1) 工事(委託)名称、施工場所及び施工期間

(2) 工事(委託)概要

(3) 入札執行の場所及び日時

(郵便等による入札)

第12条 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による入札は、入札の公示又は第8条の規定に基づく通知(以下「入札の公示等」という。)においてその旨指示した場合に限り、認めるものとする。

2 前項の入札は、入札書(入札の公示等において指示した書類を含む。以下本条において同じ。)を書留郵便(又はこれに準じるもの。以下同じ。)により提出させ

て行い、指定された日時までに到着したものに限り受領するものとする。ただし、入札をする者が代理人であるときは、委任状を同封して提出させなければならない。

3 前項の指定された日時後に提出された入札書があるときは、受付日時を封書に記入し、所定の開札後に到着したため失格となった者の文書を添えて当該入札者に書留郵便にて返送するものとする。

4 入札執行者は、必要があると認めるときは、郵便等により入札をした者を開札に立ち合わせることができる。

(入札参加者等の確認)

第13条 入札執行者は、入札執行においては、入札参加確認書類により出席の有無を確認するものとする。

2 入札執行者は、第16条の規定による入札をする者が代理人であるときは、入札前に委任状を提出させなければならない。

(入札執行宣言)

第14条 入札執行者は、所定の時刻になったときは、直ちに入札を開始する旨の宣言をしなければならない。

2 入札執行者は、第12条及び第16条の規定による入札を併存させる場合において、第12条第2項の規定による入札を行った者があるときは、他の入札参加者に対し、その旨公表しなければならない。

(疑義等の確認)

第15条 入札執行者は、入札書の提出前に当該入札の公告等の事項（設計書、仕様書及び図面の内容に係る事項は除く。）について疑義又は不明な点がないかどうか確認しなければならない。

(入札書の提出)

第16条 入札は、第12条第2項による場合を除き、所定の入札箱に入札書を投函させて行う。

(開札)

第17条 入札執行者は、入札者全員の提出を確かめたうえ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の8第1項（施行令

第167条の13において準用する場合も含む。)の規定により開札を行うものとする。ただし、第12条第2項の規定による入札を行った者が開札に立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行わなければならない。

- 2 前項の場合においては、第4条に規定する入札の無効のものを除き、失格者以外の最低入札価格を読み上げなければならない。

(落札者の決定)

第18条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。ただし、近江八幡市一般競争入札における1者入札の取扱要領(平成31年近江八幡市告示第47合)に該当する場合又は最低制限価格を設けない場合において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるときは、落札者の決定を保留しなければならない。

- 2 所属長は、前項ただし書の規定により保留したときは、その入札を行った者等を対象に調査を実施し、施行令第167条の10第1項(施行令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定による場合にあっては、規則第12条に規定する手続を経て、落札者を決定しなければならない。
- 3 前2項の規定による落札者への通知は、必要に応じ、落札決定通知書により行うものとする。
- 4 第2項の規定に基づき、落札者を決定したときは、落札者以外の入札参加者に落札者及び落札金額等必要な事項を通知しなければならない。

(再度入札)

第19条 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることができる。

- 2 前項の再度入札において、入札を行った者の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに、別に通知する日時に入札を行うものとする。

(入札執行回数等)

第20条 入札執行回数は、1件につき1回とする。ただし、入札執行者が特に必要

と認めたときは、2回に限り延長することができる。

2 前項において落札者がいない場合は、指名替え等を行うものとする。ただし、工期等の関係から指名替え等をする暇がない場合においては、随意契約の手続に移ることができる。

3 前項ただし書による随意契約の手続は、3者程度の見積りによる。この場合において、随意契約ができないときは、指名替え等を行うものとする。

(見積内訳書の徴取)

第21条 入札執行者は、必要と認めたときは、入札参加者に見積内訳書の提出を求めることができる。

(落札とならないときの報告)

第22条 入札執行者は、落札者が決定しないとき又は第20条第3項により随意契約ができないときは、その旨を所属長に報告しなければならない。

(入札終了の宣言)

第23条 入札執行者は、入札を終了したときは、入札終了した旨の宣言をしなければならない。

2 入札執行者は、入札が不調となったときには、不調となった旨の宣言をしなければならない。

(入札結果の公表)

第24条 入札執行者は、入札を終了後なるべく早期にその結果等を公表するものとする。

2 入札結果の公表は、入札結果調書の写しを閲覧に供するものとする。

(様式)

第25条 諸様式については、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、近江八幡市建設工事入札執行要領（昭和63

年近江八幡市告示第18号)又は安土町建設工事入札執行要領(平成19年安土町訓令第2号)の規定により行われた手続その他行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成24年告示第232号)

この要領は、公布の日から施行する。

付 則(平成31年告示第51号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに改正前の近江八幡市建設工事入札執行要領により行われた建設工事に係る入札指名通知又は公告については、なお従前の例による。